



安全衛生通信

【令和6年1月号】

札幌中央労働基準監督署

除雪作業時の安全対策について

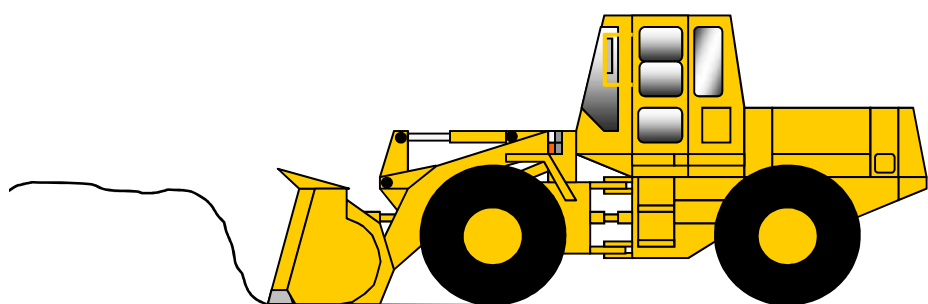
重機等を用いて除雪作業を行う際には、次の対策を講じ安全に作業を行いましょう。

1 接触の防止等

- 人が危険箇所に立ち入らないよう措置を講じてください。
- 誘導者には、運転者が容易に判別できる色彩の手旗等を使用させてください。
- 誘導者には、運転者が誘導者の位置を容易に識別できるよう認識しやすいヘルメット、蛍光ベスト及び誘導棒等を装着させてください。
- 誘導者には、重機等の作業範囲の外側で誘導させてください。その場合、あらかじめ作業位置、合図方法等を定めるとともに、作業位置の除雪や雪を踏み固める等の措置を講じてください。

2 重機等の転落防止等

- 路肩には、路肩の位置を示すポール等の標識を設置してください。
- 斜面等の下方で作業を行うときは、過去における当該場所での雪崩発生の有無等を事前に調査し、対策を講じてください。
- 一時に多量の降雪があった場合、雪面に亀裂が生じている場合等、雪崩が予想される場合は、作業を中止してください。
- 雪崩が予想される場所での作業に当たっては、センサー等の設置や監視人の配置などとともに、あらかじめ退避場所を確保してください。

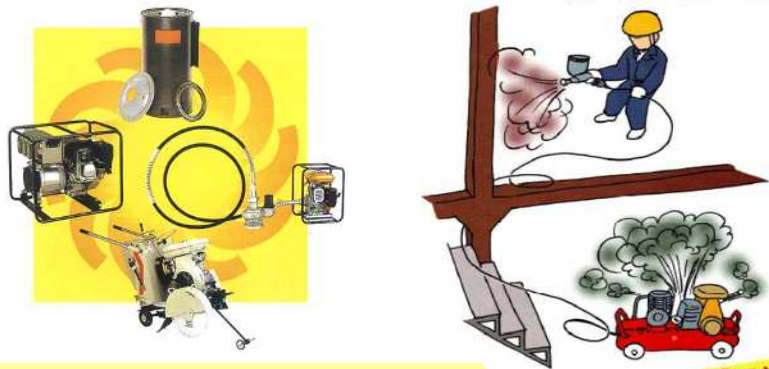


一酸化炭素中毒防止対策について

冬季になりますと一酸化炭素中毒による労働災害の発生が懸念されるため、次の事項に留意のうえ、一酸化炭素中毒防止対策に取り組みましょう。

- 1 内燃機関を有する機械・機器及び練炭や炭火等の調理器具を換気が不十分な場所で使用することは原則禁止です。**
ただし、作業のため換気が不十分な場所で使用する場合には、関係者以外の立入を禁止して、関係者が立ち入るときは、以下の事項を厳守してください。
 - 一酸化炭素中毒防止のための措置について、事前に打合せ、確認を行うこと。
 - 呼吸用保護具を用意しておくこと。
 - 十分な換気を作業終了まで確実に実施すること。
 - 一酸化炭素ガス濃度を測定すること。
 - ガス検知器警報装置を携行すること。
 - ガス警報装置が作動するなど、危険のおそれがある場合は、直ちに退避すること。
- 2 一酸化炭素中毒防止のための教育を行ってください。**

一酸化炭素は、無色無臭で刺激がありません。
また、頭痛・吐き気・めまい等の中毒症状を起し、死亡する危険がありますので、取扱いには十分注意願います。



北海道労働局として12月から翌年3月まで「北海道冬季ゼロ災運動」を推進しております。当該運動のリーフレットは、右によりダウンロードできます。



この情報の詳細については、札幌中央労働基準監督署
(: 011-737-1192) までお問い合わせください。